

令和 5 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省 経済産業政策局 産業創造課）

項 目 名	特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例及び特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等（エンジェル税制）の拡充
税 目	所得税 租税特別措置法第 37 条の 13 租税特別措置法第 41 条の 19 租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 租税特別措置法施行規則第 19 条の 11

1. 特例措置の対象（現行制度の概要）

租税特例措置法第37条の13、第41条の19に基づき、一定の要件を満たした中小企業者である株式会社に対して個人が出資した場合に、所得控除（以下「優遇措置A」という）またはその年の他の株式譲渡益からの控除（以下「優遇措置B」という）のいずれかが選択可能な制度

(1) 控除額：①所得控除：取得に要した金額(8百万円が限度)と総所得金額等の40%に相当する金額のいずれか少ない金額から2千円を控除した額

②株式譲渡益から控除：上限なし

(2) 適用期限：恒久措置

(3) 適用対象：適用期限までに発行される株式を金銭の払込みにより取得した一定の個人

(4) 企業要件：①優遇措置A

i 創業（設立）5年未満の中小企業者であること

ii 設立年数ごとの要件を満たしていること

(i) 1年未満かつ最初の事業年度を未経験

研究者あるいは新事業活動従業者が2人以上かつ常勤の役員・従業員の10%

(ii) 1年未満かつ最初の事業年度を経過

研究者あるいは新事業活動従事者が2人以上かつ常勤の役員・従業員の10%以上で、前期までの営業キャッシュフローが赤字

(iii) 1年以上2年未満

以下のいずれかを満たすこと

・試験研究費等が収入金額の5%超で直前期までの営業キャッシュフローが赤字

・新事業活動従事者が2人以上かつ常勤の役員・従業員の10%以上で、直前期までの営業キャッシュフローが赤字

(iv) 2年以上3年未満

以下のいずれかを満たすこと

・試験研究費等が収入金額の5%超で直前期までの営業キャッシュフローが赤字

・売上高成長率が25%超で営業キャッシュフローが赤字

(v) 3年以上5年未満

試験研究費等が収入金額の5%超で直前期までの営業キャッシュフローが赤字

②優遇措置B

創業（設立）10年未満の中小企業者であること（所得控除と同様に設立年数ごとの要件あり）

（次頁に続く）

③①、②共通の要件

- i 外部からの投資を 1/6 以上取り入れていること
- ii 大規模法人及び当該大規模法人と特殊な関係にある法人の所有に属さないこと
- iii 未登録・未上場の株式会社で風俗営業等に該当する事業を行う会社でないこと

(5) 個人投資家要件：①金銭の払い込みにより対象となる企業の株式を取得していること。

②対象企業が同族会社である場合には、所有割合が大きいものから第3位までの株主の所有割合を順に加算し、その割合がはじめて50%超になる時における株主に属していないこと。

(6) その他：経済産業大臣より認定された投資事業有限責任組合契約に従って取得した株式や少額電子募集取扱業者の募集の取扱いにより取得した株式については、優遇措置 A または優遇措置 B を適用する企業の企業要件緩和と当該認定組合が企業要件を確認し要件合致を証する確認書発行が可能とされている。

2. 特例措置の内容（拡充要件の概要）

令和2年度税制改正にてエンジェル税制を見直し、株式投資型クラウドファンディングにより株式を取得した場合も対象とするなど時代の変化に対応した制度とすることで一定の効果は見られたが、本税制の更なる利用を促す観点から、申請手続について所要の見直しを行う。

平年度の減収見込額	—	百万円
(制度自体の減収額)	(—	百万円)
(改正増減収額)	(—	百万円)

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的 我が国のスタートアップエコシステムは、人材・事業・資金の各面で課題があり、さらにそれぞれの課題が相互に絡み合い、好循環が生まれていない状況にある。特に、資金については、事業化前段階（プレシード・シード期）のスタートアップ企業への投資は限定的であるという課題があり、新たな技術の実用化・商用化という観点から、プレシード・シード期のスタートアップ企業への投資を増やす必要がある。プレシード・シード期のスタートアップ企業は個人投資家（エンジェル投資家）からの出資を一般的な資金調達手段としていることから、スタートアップ企業へ出資をする個人投資家に対し税制優遇措置を適用することで、スタートアップ企業への投資を促進させ、資金需要旺盛なスタートアップ企業の成長を支援する。</p> <p>(2) 施策の必要性 令和2年度税制改正にてエンジェル税制を見直し、株式投資型クラウドファンディングにより株式を取得した場合も対象とするなど時代の変化に対応した制度とすることで一定の効果は見られたが、本税制の更なる利用を促す観点から、申請手続について所要の見直しを行うことより、スタートアップ企業への投資を促進させる。</p>									
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連す</p>	<p>合理性</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="319 1211 539 1406"> <p>政策体系における政策目的の位置付け</p> </td> <td data-bbox="539 1211 1489 1406"> <p>7. 中小企業及び地域経済の発展</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="319 1406 539 1760"> <p>政策の達成目標</p> </td> <td data-bbox="539 1406 1489 1760"> <p>開業率を米国・英国レベル（10%台）になることを目指す。 『成長戦略フォローアップ』（令和3年6月18日閣議決定）《KPI》開業率が米国・英国レベル（10%台）になることを目指す ※なお、本目標は、本特例措置以外の予算措置、金融措置、税制措置等と一体となって達成するものである。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="319 1760 539 1921"> <p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> </td> <td data-bbox="539 1760 1489 1921"> <p>恒久措置</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="319 1921 539 2076"> <p>同上の期間中の達成目標</p> </td> <td data-bbox="539 1921 1489 2076"> <p>政策の達成目標と同じ</p> </td> </tr> </table>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>7. 中小企業及び地域経済の発展</p>	<p>政策の達成目標</p>	<p>開業率を米国・英国レベル（10%台）になることを目指す。 『成長戦略フォローアップ』（令和3年6月18日閣議決定）《KPI》開業率が米国・英国レベル（10%台）になることを目指す ※なお、本目標は、本特例措置以外の予算措置、金融措置、税制措置等と一体となって達成するものである。</p>	<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>恒久措置</p>	<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>政策の達成目標と同じ</p>
<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>7. 中小企業及び地域経済の発展</p>									
<p>政策の達成目標</p>	<p>開業率を米国・英国レベル（10%台）になることを目指す。 『成長戦略フォローアップ』（令和3年6月18日閣議決定）《KPI》開業率が米国・英国レベル（10%台）になることを目指す ※なお、本目標は、本特例措置以外の予算措置、金融措置、税制措置等と一体となって達成するものである。</p>									
<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>恒久措置</p>									
<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>政策の達成目標と同じ</p>									

	政策目標の達成状況	開業率：5.1%（令和2年度）																
有効性	要望の措置の適用見込み	令和5年度延べ人数見込み：11,929人 令和5年度投資額見込み：126.36億円																
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	スタートアップ企業に出資する個人投資家に対し税制優遇措置を適用することで、個人投資家とスタートアップ企業との間の資金循環による開業率の引き上げや資金調達に課題を抱えるスタートアップ企業の成長促進を図ることは有効である。																
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画の認定自治体における登録免許税の軽減措置																
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—																
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																
	要望の措置の妥当性	スタートアップ企業に出資する個人投資家に対し税制優遇措置を適用することでスタートアップ企業への投資の促進をさせるとともに、個人投資家とスタートアップ企業との間の資金循環による開業率の引き上げや資金調達に課題を抱えるスタートアップ企業の成長促進を目的としていることから、その性質上予算措置ではなく、租税特別措置によって実施することは妥当である。																
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	1. 投資額（単位：億円）																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成31年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>租41の19</td> <td>41.55</td> <td>51.54</td> <td>82.90</td> </tr> <tr> <td>租37の13</td> <td>36.91</td> <td>38.02</td> <td>43.46</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>78.46</td> <td>89.56</td> <td>126.36</td> </tr> </tbody> </table>		平成31年度	令和2年度	令和3年度	租41の19	41.55	51.54	82.90	租37の13	36.91	38.02	43.46	合計	78.46	89.56	126.36
			平成31年度	令和2年度	令和3年度													
		租41の19	41.55	51.54	82.90													
租37の13	36.91	38.02	43.46															
合計	78.46	89.56	126.36															
2. 個人投資家延べ人数（単位：人）																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成31年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>租41の19</td> <td>2,173</td> <td>4,065</td> <td>5,624</td> </tr> <tr> <td>租37の13</td> <td>551</td> <td>3,266</td> <td>6,305</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,724</td> <td>7,331</td> <td>11,929</td> </tr> </tbody> </table>		平成31年度	令和2年度	令和3年度	租41の19	2,173	4,065	5,624	租37の13	551	3,266	6,305	合計	2,724	7,331	11,929		
	平成31年度	令和2年度	令和3年度															
租41の19	2,173	4,065	5,624															
租37の13	551	3,266	6,305															
合計	2,724	7,331	11,929															
3. 対象企業数（単位：社）																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成31年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>租41の19</td> <td>190</td> <td>205</td> <td>223</td> </tr> <tr> <td>租37の13</td> <td>88</td> <td>87</td> <td>99</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>278</td> <td>292</td> <td>322</td> </tr> </tbody> </table>		平成31年度	令和2年度	令和3年度	租41の19	190	205	223	租37の13	88	87	99	合計	278	292	322		
	平成31年度	令和2年度	令和3年度															
租41の19	190	205	223															
租37の13	88	87	99															
合計	278	292	322															

	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	個人投資家延べ人数、対象企業数ともに増加傾向にあり、スタートアップ企業への投資促進に寄与している。
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	開業率は、平成 29 年までは増加傾向にあったが、直近はほぼ横ばいとなっており、令和 2 年は 5.1%である。
これまでの要望経緯		<p>平成 9 年度 創設</p> <p>平成 12 年度 拡充 (売却益圧縮の特例、対象要件の拡充)</p> <p>平成 14 年度 拡充 (投資事業有限責任組合経由の投資を適用)</p> <p>平成 15 年度 拡充 (取得費控除制度の創設、対象要件の拡充)</p> <p>平成 16 年度 拡充 (経済産業大臣認定制度導入 (認定対象: 投資事業有限責任組合のみ)、売却益圧縮特例の拡充)</p> <p>平成 17 年度 延長 (売却益圧縮特例の延長)</p> <p>平成 19 年度 延長、拡充 (売却益圧縮特例の延長、対象要件及び手続の拡充)</p> <p>平成 20 年度 拡充 (所得控除制度創設、売却益圧縮の特例廃止)</p> <p>令和 2 年度 拡充 (対象要件の拡充、経済産業大臣認定制度の認定対象の拡充 (少額電子募集取扱業者の追加)、申請書類の一部削減)</p>